

京都市告示第485号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成26年2月14日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

西京極地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

下京区七条御所ノ内西町の一部

南区吉祥院西ノ庄西浦町及び吉祥院西ノ庄向田町の各一部

右京区西京極南庄境町の一部、西京極三反田町の一部、西京極中溝町の一部、西京極大門町の一部、西京極宮ノ東町の一部、西京極東町、西京極下沢町、西京極中沢町、西京極畑田町、西京極前田町、西京極中町、西京極北裏町の一部、西京極南方町、西京極芝ノ下町、西京極東向河原町、西京極堤外町の一部、西京極東側町の一部、西京極藪開町、西京極火打畑町、西京極走上り町、西京極長町、西京極西向河原町の一部、西京極藪ノ下町、西京極末広町、西京極堤下町の一部、西京極河原町の一部、西京極西団子田町の一部、西京極西池田町の一部、西京極西川町、西京極徳大寺団子田町の一部、西京極郡沢町、西京極郡醍醐田町、西京極郡猪馬場町及び西京極徳大寺西団子田町

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）